

「暴風警報」「特別警報」の発表
及び「地震発生」等の緊急の措置について

- ◆ 気象警報が発表された場合や、地震が発生した場合の緊急措置についてのお知らせです。各ご家庭で見やすい場所に掲示しておいてください。
- ◆ 緊急時には、さまざまな混乱が予想されますので、学校への連絡はご遠慮ください。児童の安全を第一と考え、各ご家庭で下記の対応をよろしく願います。

【暴風警報】【特別警報】が『茨木市』に発表された場合の措置

1	午前7時の時点で「暴風警報」「特別警報」発令の場合	臨時休校
2	午前9時までに「暴風警報」「特別警報」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	午前9時の時点で「暴風警報」「特別警報」が解除されていない場合	臨時休校

※午前9時までに解除されて登校する場合、午後の授業がありますので給食が提供されます。

自治体から『玉櫛小校区内』に【避難指示】が発令された場合の措置

1	午前7時の時点で「避難指示」(警戒レベル4)発令の場合	臨時休校
2	午前9時までに「避難指示」(警戒レベル4)解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	午前9時の時点で「避難指示」(警戒レベル4)が解除されていない場合	臨時休校

※午前9時までに解除されて登校する場合、午後の授業がありますので給食が提供されます。

※警戒レベル3の場合でも、状況に応じて臨時休校の措置をとる場合があります。

【地震発生】『茨木市』

大地震（震度5弱以上）が発生の場合（茨木市）		
1	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止：児童は学校待機となり、保護者引き渡しの措置を取ります。 翌日：臨時休校の連絡がない限り登校する。
	放課後	翌日：臨時休校の連絡がない限り登校する。
震度4以下の地震が発生の場合		
2	学校・園施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを判断しますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	

★学校からの連絡は原則「ミマモルメ」を利用して行いますが、停電やパソコン・携帯機器の故障等により、連絡できない場合もあります。予めご了承ください。

★登校後に各種警報等が発令された場合は、通学路の安全などから判断し、集団下校措置、もしくは保護措置（学校待機、緊急時引き渡し）となります。